

関係医療機関の長 様

広島県健康福祉局医療政策課担当課長（医療人材担当）  
（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）

広島県重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する  
派遣元医療機関支援事業に係る活用意向調査について（通知）

本県の医療行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

標記の補助事業について、貴院に医師を派遣している医療機関（派遣元医療機関）に周知いただき、派遣元医療機関において支援事業の活用を希望する場合は、「3 必要な手続等」のとおり、派遣元医療機関より回答してください。

なお、意向調査であるため、事業計画を提出した場合でも、予算上の制約等から御希望に添えない場合があります。

## 1 事業内容

別紙「広島県重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業の補助対象等について」のとおり。

## 2 補助対象者

尾三（二次保健医療圏）及び県が第8次広島県保健医療計画で医師少数スポットとして設定する地域（以下、表参照）の医療機関に医師を派遣する医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

※ 県による採択後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び医療機関が対象となります。

### 【医師少数スポット設定地域（第8次広島県保健医療計画）】

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）
広島	安芸高田市	吉田町、美土里町、高宮町
	安芸太田町	加計
	北広島町	芸北、大朝
広島西	廿日市市	吉和
呉	呉市	安芸灘
尾三	三原市	三原市北部
	尾道市	北部、瀬戸田、百島
	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	南部2
	府中市	南部、北部
	神石高原町	神石高原町
備北	三次市	北部、中部、東部
	庄原市	庄原、西城、口和、高野、総領

### 3 必要な手続等

※ 本事業における活用希望の回答及び書類の提出は、派遣元医療機関より行ってください。

#### (1) 活用希望の回答

本事業の活用を希望する場合は、以下に示す期限までに電子メールで御連絡ください。

##### ア 連絡先

広島県健康福祉局医療政策課メールアドレス：fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp

##### イ 期限

令和8年5月1日（金）

#### (2) 提出書類等

##### ア 提出書類

- 事業実施計画（様式1）
- 所要額明細書（様式2）
- 基準額算出調書（様式3）

提出書類については、広島県ホームページからダウンロードしてください。

##### 【広島県ホームページ】

広島県重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業に係る活用意向調査について

(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/2026iryoushien-hojoyokin3.html>)

##### イ 提出期限

令和8年5月8日（金）必着

##### ウ 提出方法

電子メールにより、必要書類を下記のメールアドレス宛てに御提出ください。

広島県健康福祉局医療政策課メールアドレス：fumedsei@pref.hiroshima.lg.jp

### 4 注意事項

- (1) 書類の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、又は一部を支給できない場合があります。
- (2) 本事業は広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった事業所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されますので、御同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- (3) 補助金額の算定にあたっては、別紙「広島県重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業の補助対象等について」を参照してください。なお、今後、事業内容や補助率・単価や要件等が変更される場合があります。
- (4) 事業計画書の提出後は、計画内容の変更が原則認められないため、事前に関係機関（管轄保健所等）と協議の上、関係法令等に沿った計画としてください。

担当：医療支援グループ

電話：082-513-3062(ダイヤル)

(担当者 白井)

広島県重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する  
派遣元医療機関支援事業の補助対象等について

(1) 事業概要

中核病院等からの医師派遣により重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）の医師を確保するため、支援区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

(2) 補助対象者

尾三（二次保健医療圏）及び県が第8次広島県保健医療計画で医師少数スポットとして設定する地域の医療機関に医師を派遣する医療機関（保険診療を主とする医療機関）。

※ 県による採択後、広島県医療対策協議会及び広島県保険者協議会で支援対象として合意を得た支援区域及び医療機関が対象。

(3) 補助基準額等

基準額：61,000 円 × 延日数

対象経費：支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用

補助率：3/4

(4) 対象経費

支援区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費

- |           |                      |          |
|-----------|----------------------|----------|
| ・ 職員基本給   | ・ 備品費（単価 50 万円未満に限る） | ・ 借料及び損料 |
| ・ 職員諸手当   | ・ 消耗品費               | ・ 社会保険料  |
| ・ 非常勤職員手当 | ・ 材料費                | ・ 雑役務費   |
| ・ 報償費     | ・ 印刷製本費              | ・ 委託費    |
| ・ 諸謝金     | ・ 通信運搬費              |          |
| ・ 旅費      | ・ 光熱水料               |          |

(5) 補足

- ・ 特定機能病院からの医師派遣は対象外とする。
- ・ 同一開設者間での医師派遣は対象外とする。
- ・ 宿日直を行うための派遣は対象外とする。
- ・ 派遣の形態は、常勤・非常勤は問わない。
- ・ 都道府県域を超える医師派遣を行う場合は、派遣先医療機関が所在する都道府県が派遣元医療機関の開設者へ支援を行うものとする。
- ・ 派遣元医療機関において、令和7年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分を対象とする。

※ 増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う。

- ・ 派遣形態は、常勤として一定期間継続して派遣する場合及び兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣する場合を対象とする。なお、非常勤医師数は、派遣人数を常勤換算して算出する。
- ・ 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、地域医療介護総合確保基金による支援はできない。

※ 医師派遣に係る費用について、「地域医療介護総合確保基金の活用にあたっての留意事項」に基づき、重複しての支援はできない。

【医師少数スポット設定地域（第8次広島県保健医療計画）】

二次保健医療圏	所在市町	設定地域（日常生活圏域名等）	圏域内の町名等
広島	安芸高田市	吉田町	吉田町
		美土里町	美土里町
		高宮町	高宮町
	安芸太田町	加計	穴、坪野、加計、津浪、観音、下筒賀、下殿河内
	北広島町	芸北	雲耕、移原、大暮、大利原、大元、奥中原、奥原、苜屋形、川小田、草安、荒神原、小原、才乙、高野、土橋、中祖、南門原、西八幡原、橋山、東八幡原、細見、政所、溝口、宮地、米沢
大朝		筏津、岩戸、大朝、大塚、新庄、田原、宮迫	
広島西	廿日市市	吉和	吉和
呉	呉市	安芸灘	下蒲刈町、蒲刈町、豊浜町、豊町
尾三	三原市	三原市北部	八幡町宮内、八幡町垣内、八幡町屋中、八幡町野串、八幡町篝、八幡町美生、八幡町本庄、久井町筋原、久井町吉田、久井町江木、久井町下津、久井町泉、久井町和草、久井町羽倉、久井町坂井原、久井町小林、久井町山中野、久井町土取、大和町上徳良、大和町下徳良、大和町萩原、大和町福田、大和町篠、大和町蔵宗、大和町大草、大和町大草、大和町平坂、大和町姥ヶ原、大和町和木、大和町箱川、大和町椋梨、大和町大具、大和町上草井、大和町下草井
			美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、御調町
	尾道市	瀬戸田	因島原町、因島洲江町、瀬戸田町
		百島	百島
	世羅町	世羅町	世羅町
福山・府中	福山市	南部2	内海町、沼隈町
	府中市	南部	府中町、出口町、土生町、本山町、元町、鶴飼町、広谷町、桜が丘一丁目、桜が丘二丁目、桜が丘三丁目、府川町、高木町、中須町、栗柄町、用土町、目崎町、父石町、上山町、荒谷町、河面町、篠根町、僧殿町、河南町、三郎丸町、河佐町、久佐町、諸毛町、小国町、阿字町、木野山町、行藤町、斗升町
		北部	上下町上下、上下町深江、上下町国留、上下町矢野、上下町矢多田、上下町松崎、上下町井永、上下町佐倉、上下町水永、上下町岡屋、上下町階見、上下町二森、上下町小堀、上下町小塚、上下町有福
	神石高原町	神石高原町	神石高原町
備北	三次市	北部	君田町東入君、君田町西入君、君田町石原、君田町藤兼、君田町泉吉田、君田町櫃田、君田町茂田、布野町横谷、布野町上布野、布野町下布野、布野町戸河内、作木町伊賀和志、作木町森山西、作木町森山中、作木町森山東、作木町岡三淵、作木町大畠、作木町光守、作木町西野、作木町上作木、作木町下作木、作木町香淀、作木町門田、作木町大山
		中部	向江田町、和知町、上田町、有原町、三若町、石原町、海渡町、糸井町、大田幸町、小田幸町、木乗町、志幸町、塩町、江田川之内町、高杉町、廻神町、東酒屋町、西酒屋町、青河町、南畑敷町、畠敷町、四拾貫町、後山町
		東部	吉舎町吉舎、吉舎町安田、吉舎町上安田、吉舎町三玉、吉舎町矢野地、吉舎町海田原、吉舎町矢井、吉舎町敷地、吉舎町丸田、吉舎町清綱、吉舎町檜、吉舎町吉舎川之内、吉舎町辻、吉舎町雲通、吉舎町徳市、三良坂町灰塚、三良坂町光清、三良坂町仁賀、三良坂町田利、三良坂町皆瀬、三良坂町三良坂、三良坂町長田、三良坂町岡田、甲奴町本郷、甲奴町西野、甲奴町梶田、甲奴町福田、甲奴町太郎丸、甲奴町有田、甲奴町抜湯、甲奴町小童、甲奴町宇賀
	庄原市	庄原	庄原市板橋町、市町、上谷町、大久保町、尾引町、小用町、掛田町、上原町、川北町、川手町、川西町、木戸町、高茂町、是松町、実留町、春田町、新庄町、高門町、高町、田原町、戸郷町、殿垣内町、中本町、永末町、七塚町、濁川町、西本町、東本町、一木町、平和町、本郷町、本町、本村町、水越町、三日市町、峰田町、宮内町、門田町、山内町
		西城	庄原市西城町
		口和	庄原市口和町
		高野	庄原市高野町
総領	庄原市総領町		